

鯨及びその調製品（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による経済産業大臣の輸入の承認を受けなければならぬ者が輸入するものを除く。）の輸入に関する確認について ③

輸入注意事項55第58号 (55. 7. 15)

- 改正①輸入注意事項56第 11号 (56. 1. 9) ②輸入注意事項60第 26号 (60. 9. 6)
③輸入注意事項12第141号 (12. 12. 26) ④輸入注意事項14第 15号 (14. 3. 29)
⑤輸入注意事項15第 8号 (15. 2. 3)

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けて下さい。③

記

1 受付期日

昭和55年7月21日より毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までに限る。

2 提出先 ③

経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務所の各輸入担当課（係）

3 提出書類 ①②

- (イ) 別紙様式による確認申請書 原本及び写し1通
(ロ) 当該貨物の原産地の公的機関が発行する原産地証明書等 原本及び写し 1通
a 韓国以外を原産地又は船積地域とするものについては、当該貨物の原産地の公的機関が発行する原産地証明書等 原本及び写し1通
b 韓国を原産地又は船積地域とするものについては、大韓民国近海捕鯨水産業協同組合が発行する「鯨生産地確認書」原本及び写し1通
(ハ) インボイス 原本及び写し1通

(注) 1 原本は照合の上返却します。

- 2 (ロ)の原産地証明書が提出できない場合には、これに準ずる書類又はその他の原産地を証する書類を提出すること。
3 (ハ)については未到着の場合には提出する必要はない。
4 上記の提出書類の外に契約書、船荷証券等必要な書類の提出を求めることがあります。

4 電子情報処理組織を使用して行う手続き ④⑤

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号）に規定する電子情報処理組織を使用して、確認の手続きを行う場合にあつては、平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」及び平成12年4月3日付け輸出注意事項12第24号・輸入注意事項12第26号「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の規定を準用するものとする。

なお、この場合においては、以下の事項に注意すること。

(1) 申請者の届出

平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号「特定手続等に係る申請者の届出について」の規定に基づき、申請者の届出を行っておくこと。

(2) 申請の受付期日

1の規定に関わらず、毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 品目コード

申請様式に入力すべき品目コードは、「WHA1」とする。

(4) 提出資料

3に掲げる書類を2の提出先に提出すること。(イ)の申請書を除く。

〔別紙様式〕①③

鯨及びその調製品の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者名

住所

電話番号

※確認番号
※確認年月日

記名押名印
又は署名格

申請年月日

次の輸入の確認を申請します。

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商 品 名	種 類	数 量	原 産 地	金 額
備 考					

船積地域及
び船積港

II その他

入 着 予 定	
入 着 港	
輸出者の属する国名	

上記のとおり確認する。

経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印

追

⑥

(裏面)

※通関

税関申告番号及び 申告月日	送状数量	送状金額	許可又は承認月 日及び関税押印

(注)1) 「商品名」欄には、例えば冷凍鯨肉、鯨ろう、鯨油等具体的に記載することとし
関税率表の番号が4桁ペースで異なる品目を一緒に輸入する場合は確認申請書は品
目ごとに提出すること。

(2) 「種類」欄には、鯨種を記載することとし、鯨種の異なるものを一緒に輸入する
場合は、全ての鯨種を記載すること。ただし、鯨種が明らかでないものについては
必ずしも記載する必要はない。